

大口町告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前後 の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
63	西武線	豊田三丁目 260 地先から	変更前	9.1 ~ 9.4	293.7
		豊田三丁目 259 地先まで	変更後	11.6 ~16.1	293.7

豊田三丁目

東海理化

理化精機

立体駐車場

南552

豊田三丁目260番

豊田三丁目259番

尾子原歩道橋 (Co)
L=13.1m W=2.5m

尾子原橋 (As)
L=11.4m W=5.8m

セイノスーパーエクスプレス大口倉庫

セイノスーパーエクスプレス大口倉庫

区域変更箇所

S=1/1,000

